三木市　　誇りを持って暮らせるまち三木

三木市記者発表資料　（令和4年7月12日発表）			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
市民生活部 市民課	課長　西本敬子 （内線 2370）	市民係	0794-82-2000 （内線 2412）

タイトル

企業・団体等でのマイナンバーカード出張申請を実施

内　容

市職員が市内の企業や地域団体等を訪問し、申請に必要な顔写真の撮影を無料で行い、一括で申請を受け付けます。出来上がったカードを本人限定郵便で送付するため、申請者は市役所に来庁することなく、自宅でカードを受け取ることができます。

1　対象者・主な申し込み条件

(1) 三木市内に事業所を置く企業、地域団体、有志グループ等であること
(2) 申請者本人は三木市に住民登録があること
(3) 希望者が概ね 5 名以上 20 名以下であること
(4) 会場及び机・椅子・電源の準備ができること
(5) 申請する本人が会場に来ることができること　　など

2　出張受付日時　平日（休日の次の平日は除く）の午前 10 時から午後 4 時までの間の予約　※1 回の受付時間は原則 2 時間まで

3　申請の流れ

(1) 希望日の 1 カ月前までに「申込書」を提出。
(2) 市民課と申込団体の代表者が日程調整等を行い、事前に必要な書類を市民課に提出する。
(3) 市民課職員が申込団体の指定する場所へ出向き、写真撮影などを行い、一括で申請受付をする。
(4) 後日、出来上がったカードを本人限定受取郵便にて送付（本人確認書類に不足がある場合は市役所窓口での受け取りになる）

セールスポイント

三木市では 2 人に 1 人が持っているマイナンバーカード。職員が指定された場所に伺い、申請に必要な顔写真を無料で撮影し、書類作成のお手伝いをします。

来庁することが難しい市民の方など、まだカードをお持ちでない方は、ぜひ出張申請をご利用ください。